

# 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

<2024年4月1日現在>

## 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会
代表者名	会長 荻野 和雄
所在地・連絡先	(所在地) 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々10番地2 大山崎町福祉センターなごみの郷 (電話) 075-957-4100 (FAX) 075-954-4400

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	社会福祉法人 社会福祉協議会居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字百々10番地2 大山崎町福祉センターなごみの郷 (電話) 075-957-4111 (FAX) 075-954-4400
事業所番号	2671000012 平成12年4月1日 指定
管理者の氏名	二俣 優子

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	区 分			
	常勤(人)		非常勤(人)	
	専従	非専従	専従	非専従
主任介護支援専門員	2		1	
介護支援専門員	1		0	

### (3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	大山崎町・長岡京市の一部の区域
------------	-----------------

#### (4) 営業日・営業時間等

営業日	月～金
営業時間	午前8時30分～午後5時30分（相談受付時間：午前9時～午後5時）

※営業しない日： 土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※緊急時の対応として、休業時または午後5時以降から翌朝8時30分までは携帯電話による24時間連絡体制を整えております。

携帯電話番号：090-8889-8040（介護支援専門員が輪番制で対応）

### 3 サービスの内容

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等
- ※ 課題分析（アセスメント）の実施
- ※ サービス担当者会議の開催
- ※ ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング）の実施
- 要介護等認定の申請に係る援助
- 給付管理業務

### 4 費用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。

また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

#### 【単位数表】

区分		サービス単位	備考
居宅介護 支援費(I-i)	要介護1・2	1086単位	介護支援専門員1人あたり 利用者45人未満
	要介護3・4・5	1411単位	
居宅介護 支援費(I-ii)	要介護1・2	544単位	介護支援専門員1人あたり 利用者45人以上60人未満
	要介護3・4・5	704単位	
居宅介護 支援費(I-iii)	要介護1・2	326単位	介護支援専門員1人あたり 利用者60人以上
	要介護3・4・5	422単位	

加算項目	サービス単位	内 容
初回加算	300単位	新規又は介護度が2段階以上変更
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位	入院日以前、入院当日に情報提供
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200単位	入院後3日以内に情報提供
(1) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位	病院又は施設等から退院退所にあたりサービス調整をおこなった場合
(2) 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位	
(3) 退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位	
(4) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位	
(5) 退院・退所加算（Ⅲ）	900単位	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	死亡前14日以内に2日以上在宅訪問
特定事業所加算Ⅲ	323単位	算定要件に該当月
通院時情報連携加算	50単位	算定要件に該当月

#### ■ 利用料等のお支払方法

運営規程第8条の2におけるその他の費用の徴収が必要になった場合、料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかと方法でお支払いください。入金確認後、領収証を発行します。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

イ. 下記口座への振込み

京都銀行 長岡支店 普通預金 880995

社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会 会長 荻野和雄

## 5 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

要介護者からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

### (2) 運営方針

利用者の尊厳を保持し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法の趣旨に沿って、中立公正な立場で、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

※利用者は、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を受ける事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を受ける事ができます。

## 6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

## 7 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者の緊急時連絡先（ご家族等）、市町村に連絡を行います。

## 8 ハラスメント等における対応方法

適切な事業提供を確保する観点から、性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための対策について、ハラスメントの防止に関する規程を設置し、必要な措置を行います。

## 9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

### (1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

○苦情受付担当者 事務局長

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

大山崎町役場 健康課 高齢介護係	所在地 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字夏目 3 番地 電話番号・FAX 075-956-2101(代)・075-957-4161 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日・祝日除く)
長岡京市役所 健康福祉部高齢介護課 介護保険係	所在地 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号 電話番号・FAX 075-951-2121・075-951-5410 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時(土・日・祝日除く)
国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町 620 番地COCON烏丸内 電話番号・FAX 075-354-9090・075-354-9055 受付時間 午前 9 時～午後 12 時 午後 1 時～午後 5 時(土・日・祝日除く)

京都府社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 京都市中京区竹屋町通り烏丸東入ル清水町 375 番地 電話番号・FAX 075-252-2152・075-212-2450 受付時間 午前9時～午後4時(土・日・祝日除く)
----------------------------------	--

## 10 個人情報の保護及び秘密の保持について

※事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

### 11 虐待等における対応方法

運営規程第14条「虐待の防止」に基づき、虐待防止委員会の開催、指針の整備、職員研修等の必要な措置を講じます。

○虐待防止担当者 事務局長

### 12 災害時、感染症等における対応方法

運営規程第15条「業務継続計画の策定等」に基づき、災害時及び感染症発生時の業務継続計画を作成し、必要な研修、訓練等を定期的に行い、サービス提供の継続と非常時体制での早期業務再開に努めます。

### 13 衛生管理

運営規程第16条「衛生管理等」に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延の防止を検討する委員会を定期的に行い、防止のための指針の作成、必要な研修、訓練等を実施します。

### 14 サービス利用に当たっての留意事項

(1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 入院された場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えくだ

さい。

### (3) モニタリングについて

少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、下記の条件を満たしている方は、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合があります。

- ①介護者の状況の変化が無いこと。
- ②住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
- ③サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

## 1.5 サービスの第三者評価の実施状況

提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行います。

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
第三者評価機関名	無
評価結果の開示状況	無

### ■ 緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	( )
	住所	
	電話番号 (携帯電話)	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援事業のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

**説明・交付年月日：** 令和 年 月 日

京都府乙訓郡大山崎町円明寺百々10-2 福祉センターなごみの郷  
事業所番号 2671000012 平成12年4月1日指定  
社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会 会長 荻野 和雄

**説明者** 職名 指定居宅介護支援事業所 介護支援専門員

署名 氏 名 \_\_\_\_\_

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

**同意年月日：** 令和 年 月 日

**利用者様** (住所) 京都府

氏 名 \_\_\_\_\_

**代理人様** (住所)

(法定)

氏 名 \_\_\_\_\_

### ICT 活用モニタリング

テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、説明を受け同意しました。

署名 \_\_\_\_\_

# 居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又他事業所を利用する場合に使用する。

### 2 使用に当たっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
- ③第三者への提供
  - ケアプランの中で利用するサービス事業所への提供
  - 状況に応じて、地域包括支援センター、医師、医療機関への提供
  - 国保連合会へ介護報酬の請求のための提出
  - コンピューターの保守のためのデータ提供
  - 提供の手段又は方法として、手渡し、FAX、電話、メールなどを用いる。
- ④場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることが出来る。

### 3 個人情報の内容

- ・氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行う為、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票（必要項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得る。

k

※「サービス担当者会議」とは利用するサービスの担当者、本人、家族と共に利用者の自立支援の目的を達成するために話し合う場をいいます。

※「他事業所」とは、訪問介護、訪問看護、通所サービス、短期入所、福祉用具などの事業所をいいます。

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和            年            月            日

社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会 会長 様

利用者様            (住所) 京都府乙訓郡大山崎町

氏 名 \_\_\_\_\_

ご家族様            (住所)

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人様            (住所)

(法定)

氏 名 \_\_\_\_\_